

社会的養護の現状

○ 里親数、施設数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。

里親	家庭における養育を里親に委託	登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)	
		11,730世帯	4,245世帯	5,424人		ホーム数	347か所
	区分	養育里親	3,326世帯	4,134人		委託児童数	1,434人
	(里親は重複登録有り)	専門里親	196世帯	221人			
		養子縁組里親	299世帯	299人			
		親族里親	543世帯	770人			

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であつて、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	140か所	605か所	46か所	58か所	227か所	154か所
定員	3,900人	32,253人	1,892人	3,637人	4,648世帯	1,012人
現員	2,706人	25,282人	1,280人	1,309人	3,789世帯 児童6,346人	573人
職員総数	4,921人	17,883人	1,309人	1,838人	1,994人	687人

小規模グループケア	1,620か所
地域小規模児童養護施設	391か所

※里親数、F Hホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(平成30年3月末現在)
 ※児童自立支援施設・自立援助ホームの施設数・定員・現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成29年10月1日現在)
 ※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成29年10月1日現在)
 ※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成29年3月1日現在)
 ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

○ 里親登録（認定）の要件

基本的な要件

- ① 要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。
- ② 経済的に困窮していないこと（親族里親は除く。）
- ③ 里親本人又はその同居人が次の欠格事由に該当していないこと。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人（同居人にあつては除く。）
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 児童福祉法等、福祉関係法律の規定により罰金の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - エ 児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者



養育里親

- ・ 養育里親研修を修了していること。

※年齢に一律の上限は設けない。養育可能な年齢であるかどうかを判断。

専門里親

- ・ 専門里親研修を修了していること。
- ・ 次の要件のいずれかに該当すること
 - ア 養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有すること。
 - イ 3年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたものであること。
 - ウ 都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者であること。
- ・ 委託児童の養育に専念できること。

※年齢に一律の上限は設けない。養育可能な年齢であるかどうかを判断。

養子縁組里親

- ・ 養子縁組里親研修を修了していること。

※一定の年齢に達していることや、夫婦共働きであること、特定の疾病に罹患した経験があることだけをもって排除しない。子どもの成長の過程に応じて必要な気力、体力、経済力等が求められることなど、里親希望者と先の見通しを具体的に話し合いながら検討。

親族里親

- ・ 要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であること。
- ・ 要保護児童の両親等が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者であること。

都道府県児童福祉審議会の意見聴取

里親名簿への登録

親族里親の認定

5年ごとの登録の更新（更新研修の受講） ※専門里親は2年ごと

里親養育包括支援（フォスタリング）事業

1. 事業内容

【令和元年度予算】169億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの一貫した里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施する事業に要する費用を補助。

①里親制度等普及促進・リクルート事業

里親のリクルートに向けた現状分析や企画立案を行うとともに、それらを踏まえた積極的な広報啓発活動の実施により新たな里親を開拓する。

②里親研修・トレーニング等事業

里親に対する登録前研修や更新研修を実施するとともに、未委託里親や委託後の里親に対して、事例検討やロールプレイ、実習などのトレーニングを実施することにより、養育技術の維持、向上を図る。また、フォスタリング業務を担当する職員の研修への参加を促進し、資質向上を図る。

③里親委託推進等事業

子ども、実親及び里親家庭のアセスメントを踏まえた情報を基に、委託先の候補となる里親家庭の選定、委託の打診と丁寧な説明、子どもと里親の面会等を実施するとともに、委託後の子どもの自立に向けて、子どもや里親等の意向を踏まえた効果的な自立支援計画を作成する。

④里親訪問等支援事業

里親家庭等への定期的な訪問や夜間・休日の相談窓口の開設等により、相談に応じるとともに、子どもの状態の把握や里親等への援助を行う。また、里親等が集い、養育についての話し合い等相互の交流を定期的に行い、情報交換や養育技術の向上を図る。

⑤共働き家庭里親委託促進事業

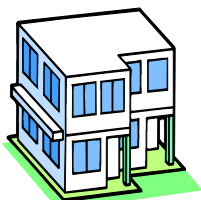
企業に働きかけ、里親委託と就業の両立が可能となるような仕組みづくりを官民連携の下、共有し、分析・検証し、その成果を全国的に普及拡大する。

2. 実施主体

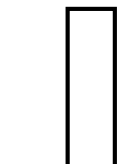
都道府県・指定都市・児童相談所設置市（設置予定市区）（民間団体等に委託して実施することも可）

3. 補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2



都道府県
(児童相談所)



事業の全部又は一部を委託可能



社会福祉法人
NPO 等



統括責任者<<常勤>>

リクルート、研修、マッチング、支援等を通じた一貫した里親支援体制

リクルート

- ・ 広報の企画立案、講演会や説明会の開催等による制度の普及啓発

里親リクルーター<<常勤>>、リクルーター補助員<<非常勤>>

研修・トレーニング

- ・ 登録前研修、更新研修の実施
- ・ 委託後や未委託里親へのトレーニングの実施

里親トレーナー<<常勤又は非常勤>>

マッチング

- ・ 子どもと里親とのマッチング
- ・ 自立支援計画の作成

里親等委託調整員<<常勤>>、委託調整補助員<<非常勤>>

委託後支援・交流

- ・ 委託後の里親家庭への訪問支援、夜間・休日相談
- ・ 定期的な相互交流の場を設け、情報交換等を図る

里親等相談支援員<<常勤>>、相談支援員補助員<<非常勤>>、
心理訪問支援員<<常勤又は非常勤>>



○ 小規模かつ地域分散化の状況（形態ごとの定員数）

	定員総数*	大・中・小舎	敷地内		敷地外		
			小規模グループケア				地域小規模 児童養護施設
			本体施設内	別棟	分園型		
児童養護施設	30,046人 [100%]	18,205人 [60.6%]	6,706人 [22.3%]	1,960人 [6.5%]	881人 [2.9%]	2,294人 [7.6%]	
乳児院	3,617人 [100%]	2,533人 [70.0%]	881人 [24.4%]	125人 [3.5%]	78人 [2.2%]	—	

*暫定定員を組んでいる場合は暫定定員

(参考) 形態ごとの入所児童数

	入所児童 総数	大・中・小舎	敷地内		敷地外		
			小規模グループケア				地域小規模 児童養護施設
			本体施設内	別棟	分園型		
児童養護施設	26,265人 [100%]	15,245人 [58.0%]	6,258人 [23.8%]	1,778人 [6.8%]	789人 [3.0%]	2,195人 [8.4%]	
乳児院	2,871人 [100%]	1,963人 [68.4%]	734人 [25.6%]	110人 [3.8%]	64人 [2.2%]	—	

※平成29年10月1日現在（家庭福祉課調べ）（施設数：児童養護施設602か所、乳児院140か所）

児童養護施設等の配置基準及び配置改善について

- 施設の人員配置については、被虐待児の増加などを踏まえ、これまで、加算職員の配置の充実に努めており、平成24年度には基本的人員配置の引上げ等を行い、27年度予算においては、児童養護施設等の職員配置の改善(5.5:1→4:1等)に必要な経費を計上したところ。

① 児童養護施設

人員配置

基本部分

- ・施設長 1人
- ・家庭支援専門相談員 1人
- ・個別対応職員 1人
- ・小規模施設加算 1人(定員45人以下)
- ・栄養士 1人(定員41人以上)
- ・調理員等 4人(定員90人以上30人ごとに1人を加算)
- ・事務員 1人
- ・管理宿直専門員(非常勤、1人)
- ・医師1人(嘱託)

+

【児童指導員、保育士】

- ・0・1歳児
1.6:1 (1.5:1、1.4:1、1.3:1)
 - ・2歳児
2:1
 - ・年少児(3歳~)
4:1 (3.5:1、3:1)
 - ・少年(就学~)
5.5:1 (5:1、4.5:1、4:1)
- ※ () 内は加算にて対応。

+

加算部分

- ・里親支援専門相談員加算 1人
- ・心理療法担当職員加算 1人
- ・看護師加算 1人
- ・職業指導員加算 1人
- ・小規模グループケア加算
グループ数×(常勤1人+宿直
管理等職員(非常勤) 1人)

等

人員配置改善の推移

~23年度	24年度~26年度(施設の人員配置基準)	27年度~(「社会的養護の課題と将来像」の目標水準)
児童指導員・保育士	児童指導員・保育士	児童指導員・保育士
0歳児: 1.7:1	0・1歳児: <u>1.6:1</u>	0・1歳児: <u>1.3:1</u>
1・2歳児: 2:1	2歳児: 2:1	2歳児: 2:1
3歳以上幼児: 4:1	3歳以上幼児: <u>4:1</u>	3歳以上幼児: <u>3:1</u>
小学校以上: 6:1	小学生以上: <u>5.5:1</u>	小学生以上: <u>4:1</u>
		※小規模ケア加算等とあわせて概ね3:1ないし2:1相当

② 乳 児 院

人員配置（乳幼児を10人以上入所させる乳児院）

基 本 部 分

- ・施設長1人
- ・家庭支援専門相談員 1人
- ・個別対応職員 1人
- ・定員20人以下加算 1人
- ・栄養士 1人
- ・調理員等 4人（定員30人以上10人ごとに1人を加算）
- ・事務員 1人
- ・管理宿直専門員（非常勤、1人）
- ・医師1人（嘱託）

+

【児童指導員、保育士、看護師】

- ・0・1歳児
1.6:1 (1.5:1、1.4:1、1.3:1)
- ・2歳児
2:1
- ・年少児（3歳～）
4:1 (3.5:1、3:1)

※（）内は加算にて対応。

+

加 算 部 分

- ・里親支援専門相談員加算 1人
- ・家庭支援専門相談員加算 1人
- ・心理療法担当職員加算 1人
- ・定員35人以下指導員特別加算
（非常勤 1人）
- ・小規模グループケア加算
グループ数×（常勤1人+宿直
管理等職員（非常勤）1人）

等

人員配置改善の推移

～23年度	24年度～26年度（施設の人員配置基準）	27年度～（「社会的養護の課題と将来像」の目標水準）
看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： 1. 7 : 1 2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児： 4 : 1	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： <u>1. 6 : 1</u> 2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児： <u>4 : 1</u>	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： <u>1. 3 : 1</u> 2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児： <u>3 : 1</u> ※小規模ケア加算等とあわせて概ね1：1相当